

講 演

二国間（日韓）交流事業倒産処理法シンポジウム
日韓・韓日両国における倒産処理法の課題

I 韓国に於ける倒産法の変遷と今後の課題

金 炯 料
金炳学（訳）

II 戦後企業倒産処理法制の変遷

杉 本 和 士

I 韓国に於ける倒産法の変遷と今後の課題

金 炯 料
金炳学 (訳)

1. 韓国に於ける倒産法の変遷史
 - 1) 韓国に於ける倒産法の変遷概要
 - 2) 年度別倒産事件の受付の推移
 2. 破産法
 - 1) 1912年依用破産法
 - 2) 1962年破産法の制定
 - 3) 1998年の破産法改正
 - 4) 2000年の破産法改正
 - 5) 破産手続の利用の現況
 - (1) 法人破産
 - (2) 個人破産および免責
 3. 和議法
 - 1) 1912年の依用和議法
 - 2) 1962年の和議法制定
 - 3) 和議制度の利用状況
 - 4) 和議事件の急増
 - 5) 1998年の和議法の改正
 - 6) 和議法改正以降の経過
 4. 会社整理法
 - 1) 1963年の会社整理法の制定
 - 2) 1980年までの経過
 - 3) 1981年の会社整理法の改正
 - 4) 1990年代の経過
 - (1) 1992年の会社整理事件処理要領例規制定
 - (2) 1997年の経済危機
 - 6) 1999年の会社整理法の改正
 5. 個人債務者更生法
 6. 債務者更生および破産に関する法律
 - 1) 2005年債務者更生および破産に関する法律の制定
 - 2) 2006年統合倒産法改正
 - 3) 2009年統合倒産法の改正
 - 4) 2013年の統合倒産法の改正
 - 5) 2014年5月統合倒産法改正
 - 6) 2014年10月の統合倒産法の改正
 - 7) 2014年12月の統合倒産法の改正
 - 8) 2016年の統合倒産法の改正
 7. 更生法院の創設
 8. 更生・破産委員会の監督
 9. 企業構造調整促進法
 - 1) 不渡り猶予協約
 - 2) ワークアウト
 - 3) 企業構造調整促進法
 10. 韓国更生法の今後の課題
 - 1) 更生法院の主導的役割
 - 2) 更生手続および破産手続に共通する規定の統合
 - 3) 個人更生手続と個人破産手続の均衡
- 【主要参考文献一覧】
(和訳版)
(和訳版対応原文参照文献)

1. 韓国に於ける倒産法の変遷史

1) 韓国に於ける倒産法の変遷概要

韓国において、倒産法が、はじめて導入されたのは、1912年の朝鮮民事令によって、日本の破産法と和議法が韓国に適用されたときである⁽¹⁾。

上記、依用破産法と和議法は、制憲憲法第100条によって、韓国が独立した後も継続的に適用されたが、1962年1月20日に破産法と和議法が新たに制定されたため、廃止された。

その後、1962年12月12日に、会社整理法が制定された。これは、1952年に制定された日本の会社更生法をモデルとしたものであった。

その後、韓国の倒産法は、会社整理法、和議法、破産法の三つが存在することとなった。

1998年の経済危機に直面した韓国政府に対して、国際通貨基金（IMF）は、救済金融の支援の条件として倒産手続を専門化、透明化、迅速化する方向で倒産関連諸法を整備することを要求した⁽²⁾。

これにより、1998年2月に、「会社整理法」、「和議法」、「破産法」が改正され、1998年4月には、大法院規則として、「会社整理等規則」が制定された。

2004年3月22日に、「個人債務者回生法」が制定されたが、これは、アメリカ連邦破産法第13章をモデルとしたものであった。

これによって、韓国の倒産手続は、個人回生手続が追加され4つの手続となった。

2005年3月31日に「債務者回生および破産に関する法律」（以下、「統合倒産法」と略称する）が制定され、破産法、和議法、会社整理法、個人債務者回生法は、全て廃止された。

統合倒産法は、既存の複数の倒産法を一つの法律に統合し、調和を企図した点に特徴を有するが、その制定には、アメリカの連邦破産法、日本の民事再生法、UNCITRALモデル法等が影響を及ぼした。

統合倒産法の制定により会社整理手続と和議手続が回生手続に単一化され、法的な倒産手続は、「回生手続」、「個人回生手続」、「破産手続」の三つが残る

(1) 吳守根, 倒産法改革 1998~2007, ヅソル (2007), 3頁。

(2) 歴史の中の司法府, 司法発展財団 (2009.12.), 534頁。

こととなった。

その他に韓国においては、ワークアウト手続を制定法として定めた企業構造調整促進法が時限立法の形態で反復して制定されてきた。

企業構造調整促進法が最初に制定されたのは、2001年9月15日であったが、2005年12月31日まで効力を有する時限立法であった。

その後、同法は、現在まで、5回も時限立法の形態で制定され存続している。

2) 年度別倒産事件の受付の推移

年度	会社整理	和議	回生合議	回生単独	個人回生	法人破産	個人破産	免責
1983	65	0				—	—	
1984	52	0				—	—	
1985	40	2				—	11	
1986	26	0				—	26	
1987	30	0				—	20	
1988	26	0				—	21	
1989	27	2				—	37	
1990	15	0				—	27	
1991	64	0				—	16	
1992	89	0				—	14	
1993	45	0				—	26	
1994	68	0				—	18	
1995	79	13				12	—	
1996	52	9				18	—	
1997	132	322				38	—	
1998	148	728				117	350	
1999	37	140				228	505	
2000	32	78				132	329	191
2001	31	51				170	672	220
2002	28	29				108	1,335	449
2003	38	48			2004年 9月施行	303	3,856	1,823

年度	会社整理	和議	回生合議	回生単独	個人回生	法人破産	個人破産	免責
2004	35	81			9,070	162	12,317	7,476
2005	22	53	2006年 4月施行	2006年 4月施行	48,541	129	38,773	36,316
2006	1	15	75	41	56,155	132	123,691	130,579
2007	2006年 3月廃止	2006年 3月廃止	116	99	51,416	132	154,039	154,009
2008			366	216	47,874	191	118,643	118,571
2009			669	523	54,605	226	110,917	110,890
2010			630	597	46,972	253	84,725	84,710
2011			712	678	65,171	312	69,754	69,741
2012			803	727	90,368	396	61,546	61,508
2013			835	829	105,885	461	56,983	56,940
2014			872	840	110,707	540	55,467	55,418
2015			925	855	100,096	587	53,865	53,825

2. 破産法

1) 1912年依用破産法

1912年3月18日制令第7号朝鮮民事令第1条第11号によって、当時の日本の破産法が依用され韓国に適用された。

この破産法は、制憲憲法第100条によって、継続的に施行され、1962年1月20日法律第998号として破産法が新たに制定されたことによって、ようやく廃止された。

2) 1962年破産法の制定

1962年1月20日に法律第998号として破産法が制定された。これは依用破産法を廃止し代替する法を制定したものである。

その主要内容は、以下のとおりである。

- ①個人破産者に対して免責制度を採択した。
- ②強制和議によって破産手続が終結した破産者は当然に復権するようにした。
- ③属地主義を採択した。

④破産手続開始後の利子請求権などを後順位破産債権とした。

⑤破産者が破産宣告時に有している全ての財産を破産財団とし、破産財団を管理・処分する権利を破産管財人に帰属するようにした。

⑥破産者が破産宣告後破産財団に属する財産に関して行った法律行為は破産債権者に対抗できないようにした。

⑦数人が共通して財産権を有する場合にも共有者の内、破産宣告を受けた者がいるときには分割しない約定があったときでも、破産手続によらずに分割できるようにした。

⑧否認制度を導入した。

⑨別除権制度を導入した。

⑩破産事件は、債務者が営業者であるときには、その主たる営業所の所在地を管轄する地方法院の管轄に属する等、破産事件の管轄を明確化した。

⑪破産手続に関して破産法が別途定めていないときには民事訴訟法を準用するようにした。

⑫債権者が破産申請をした場合、法院が相当であると認める金額を破産手続の費用として予納するようにした。

⑬法院が破産宣告をしたときには、破産宣告の公告をするようにした。

⑭破産管財人は法院が選任し、正当な事由がないときにはその任務を辞任することができないようにした。

⑮破産管財人が必要であると認めるときには、法院書記官、書記、執行官若しくは公証人をして破産財団に属する財産に封印をすることができるようにした。

⑯一般の債権調査終了後に破産管財人は配当するに適当な金銭があると認めるときには、遅滞なく配当を行えるようにした。

⑰破産財団に属する財産額が500万ファン未満と認められるときには、法院は破産宣告と同時に小破産の決定を行えるようにした。

⑱破産法の効率性ある執行を確保するために破産法違反者に対して重い処罰をするようにした。

3) 1998年の破産法改正

1998年2月24日法律第5519号として破産法が改正された。

その主要改正内容は次のとおりである。

①不当に破産債権の満足を得られることを防止するため、破産債権者が債務

者の支払停止または破産申請の以後から破産宣告以前までに破産者に対して債務を負担した場合の相殺を禁止した（第95条第2号）。

②破産事件も他の倒産関連事件と同様に企業破産である場合には、原則として地方法院本院合議部の管轄とし、損害又は遅滞を避けるための移送を認めた（第96条および第98条の2）。

③管理委員会が破産管財人の選任に対する意見の提示および監督、債権者集会に関連する業務など行政的な業務および法院の委任事務を遂行するようにした（第101条の2）。

4）2000年の破産法改正

2000年1月12日法律第6111号として破産法が改正された。

その主要改正内容は次のとおりである。

①破産手続によらず随時に弁済を受けることができる財団債権の範囲に、被用者の給料、退職金、災害補償金等を追加して、勤労者が賃金等を優先的に支給を受けられるようにした（第38条）。

②破産管財人の否認権行使の範囲が従前は支払停止または破産申請前30日以内の弁済行為であったのを、60日以内の弁済行為に拡大した（第64条）。

③破産管財人が否認権の行使を怠った場合には債権者の申請によって法院が破産管財人に否認権の行使を命じることができるようにした（第68条）。

④簡易手続によって進行する小破産の範囲を従前の破産財団の財産額500万ウォン未満から2億ウォン未満に拡大し、小破産制度が活潑に利用できるようにした（第332条）。

5）破産手続の利用の現況

（1）法人破産

法人破産は、1998年の経済危機以前まではあまり利用されなかったが、経済危機以降には事件数が大幅に増加した。

（2）個人破産および免責

1962年の破産法制定当時には、日本の破産法を参考してアメリカ式に近い免責主義を採用した。しかし、個人破産および免責制度はほとんど利用されなかった。

1997年5月に入りはじめて債務者の自発的な申請による破産宣告決定があり、1997年11月に最初の免責決定が下された^③。

1998年の経済危機以降、2007年3月まで個人破産の受付事件数は、爆発的に増大した。この過程において、少数ではあるが破産制度を悪用しようとする動きが発見され世論の批判を受けた。

これに対し、法院は、2007年3月に、債務者の財産と所得などを厳格に審査すると発表した。すなわち、ソウル中央地方法院破産部は、2007年までは、書類審査のみで破産宣告の如何を決定する不審問破産事件を拡大するなどして急増する個人破産事件の効率的な処理を企図してきた。しかし、個人破産事件が急増するとともに、債務者のモラルハザードに対する憂慮が増加するにつれ、2007年3月に破産事件申請条件と債務者の財産・所得関係に対する審査の強化などを主要内容とする厳格審理方案を公表して施行した⁽⁴⁾。

その後、個人破産事件の申請件数は減少する趨勢を見せている。

ソウル中央地方法院破産部は、2012年2月から、新たな個人破産手続実務(新モデル)方式を採用した。

新たな実務では、原則として、すべての事件に対して、破産宣告と同時に破産管財人を選任して、債務者の財産および所得調査を実施することで破産原因および免責不許可事由について詳細に調査している⁽⁵⁾。

3. 和議法

1) 1912年の依用和議法

1912年3月18日制令第7号朝鮮民事令第1条第12号によって、当時の日本の和議法が依用され、韓国に適用された。

この和議法は、制憲憲法100条によって継続的に施行され、1962年1月20日法律第997号として、和議法が新たに制定されることとなってようやく廃止された。

2) 1962年の和議法制定

1962年1月20日法律第997号として和議法が制定された。同法は、依用和議

(3) 歴史の中の司法府, 司法発展財団(2009.12.), 541頁。

(4) ソウル中央地方法院破産部実務研究会, 個人破産・回生実務(第4版), 博英社(2014), 31頁。

(5) 2016全国回生・破産法官フォーラム結果報告書, 仁川地方法院(2016), 123頁。

法を廃止し、代替する法を制定するものである。

その主要内容は、次のとおりである。

①和議手続に関する裁判に対しては、和議法に特別な規定がある場合に限りて即時抗告をすることができるように認めた。

②和議手続に関して別途規定がないときには、民事訴訟法を準用するようにした。

③破産の原因である事実がある場合には、債務者は和議開始の申請を行うことができるようにした。

④和議開始の申請を行うにあたり和議手続費用を予納するようにした。

⑤破産を回避する目的で申請を行ったときまたは詐欺破産の罪に該当する行為があったと認められるときなどの場合には、法院は和議開始の申請を棄却するようにした。

⑥法院は和議開始の決定前であったとしても、利害関係人の申請または職権で債務者の財産に関して仮差押え、仮処分その他必要な保全処分を命じることができるようにした。

⑦法院は整理委員を選任し、これらの者をして債務者の財産、帳簿および和議の条件に関して必要な調査をせしめるようにした。

⑧管財人および整理委員は、債権者集会において、和議の開始に至った事情、債務者およびその財産に関する経過および現状と第51条の規定による調査の結果に関して報告をし、和議の条件の適否に関する意見を陳述するようにした。

⑨和議法の効率的な執行のため和議法違反者に対しては、重い処罰を行うようにした。

3) 和議制度の利用状況

和議法は、1962年制定以来、韓国においてはほとんど利用されなかった。

1960年代と1970年代には、受付件数がほとんどなかった⁽⁶⁾。

1980年代にも、1989年に2件の受付がなされたが、取り下げられたもののほか、ほとんど利用されなかった⁽⁷⁾。

(6) 歴史の中の司法府，司法発展財団（2009.12.），529頁。

(7) 歴史の中の司法府，司法発展財団（2009.12.），530頁。

4) 和議事件の急増

1997年の経済危機の状況において、和議事件が急増することとなった。

1995年の13件、1996年の9件ほどに過ぎなかった和議事件の受付は、1997年には322件、1998年には728件に大幅に増加した。

その理由は、会社整理手続とは違い、和議手続においては債務者企業の既存経営陣が経営権を維持することができたためである。

経営権の喪失を憂慮した企業主達は会社整理手続を避けて和議手続になだれ込んできた⁽⁸⁾。

和議事件が急増するやいなや、様々な問題点が提起され、株式会社に対して和議手続を許容する実務に対する批判が拡散されていった。

和議制度とは、元来、債権者と債務者間の信頼関係が形成されていて、債権・債務関係が比較的単純なときに活用される制度であるが、債権・債務関係が複雑な株式会社に対して、しかも、不実企業主が経営権を維持できることを許容することは妥当ではないという指摘であった⁽⁹⁾。

5) 1998年の和議法の改正

このような批判を反映し、1998年2月24日法律第5518号として、和議法が大幅に改正された。

その主要改正内容は、次のとおりである。

①和議申請棄却理由が拡大され、「債務者である株式会社の財政的破綻原因が理事またはこれに準ずる者若しくは支配人の会社財産の流用・隠匿または故意的な不実経営行為に起因するとき」又は「債務者の資産・負債の規模、利害関係人の数など諸般の事情に鑑みて和議手続によることが不適合であるとき」にも、和議申請を棄却することができるように規定した(第19条の2)。

②債務者が企業である場合、主要債権者達で債権者協議会を構成し和議手続に関与できるようにし、和議認可以降にも債務者の和議条件履行状況を監視するようにした(第49条の2乃至第49条の4)。

③和議事件の適正・迅速な処理のため、法院に設置する管理委員会をして、保全管財人・整理委員および管財人の選任に対する意見の提示および監督、和議条件に対する審査および調整、債権者に対する情報提供および意見調整等、

(8) 歴史の中の司法部, 司法発展財団(2009.12.), 533頁。

(9) 歴史の中の司法部, 司法発展財団(2009.12.), 533頁。

行政的な業務と法官の委任事務を遂行させるようにした（第11条の2）。

④和議手続にも、保全管財人を置き保全処分以降の債務者の財産運用に対する監督をするようにし、保全処分による登記・登録の嘱託手続を定めた（第20条第1項乃至第8項）。

⑤一時的な経営上の危機を回避する目的で和議申請を濫用する場合を防止するために保全処分以降は和議申請を取り下げできないようにした（第20条第9項）。

⑥和議認可決定が確定された以降にも債務者が半期別に和議条件の履行状況を法院に報告するようにした（第62条の2）。

⑦和議取消要件を緩和させ債務者が正当な事由なく和議条件の履行を懈怠し、将来にも履行が不可能であると認定される場合には、債権者の申請または職権により、和議取消決定をするようにした（第68条第2項）。

⑧従前と同様に破産の原因が発生した以降になってようやく和議申請をすることができるのであれば、破産予防という制度自体の目的を達成することが困難な場合が生じるため、破産の原因が発生したときのみならず、破産の原因である事実が発生するおそれがある場合にも、和議申請をすることができるようにし、これによって和議廃止の決定または和議不認可若しくは和議取消決定があったときは必ず破産宣告を行っていたことを破産原因がある場合に限り破産宣告を行うようにした（第9条第1項ただし書きおよび第12条第1項）。

これは破産宣告が為されるおそれのために和議申請を躊躇する事例を防止するためであった。

⑨迅速な手続進行を誘導するため、整理委員の調査および意見書提出期限（選任日から2ヶ月以内）と、和議開始の決定期限（申請日から3ヶ月以内）を法律で定めた（第21条第3項および第26条の2）。

⑩和議開始申請後、支援資金に対する弁済その他債務者のためやむをえず支出しなければならない費用に対しては、保全管財人の同意を得たり、法院の許可を得て随時弁済をすることができるようにすることで、債務者の資金融通機会を拡大した（第31条第3項および第4項）。

⑪管財人が債務者に財産上の業務に関して報告を要求したり、是正要求など適切な措置を採ることができるようにすることで、管財人の管理・監督権を強化し、同一の権限を保全管財人にも付与した（第31条第5項および第36条第1項）。

⑫債務者が中小企業である場合、手続の簡易・迅速な進行のため、管理委員

が、整理委員または管財人の職務を遂行できるようにした（第53条の2）。

③収賄罪、贈賄罪等の対象に、管理委員および保全管財人を含め、罰則規定の罰金法定刑を現実化し、より高めた（第72条第1項・第73条第1項および第74条第1項）。

6) 和議法改正以降の経過

ソウル中央地方法院は、銀行監督院長が選定した「主たる取引系列」は、和議手続に不適合である企業であるとみて、債権者協議会に意見を求めた後、これらの企業の和議開始申請を棄却した。

当時、「主たる取引系列」企業としては、1998年4月1日を基準として、銀行の与信残額が2,500億ウォン以上の企業が選定された。これらの企業の和議開始申請は棄却されたり、企業が自ら和議申請を取り下げ、会社整理手続を申請した。

その結果、1999年和議申請事件は、140件であり、1998年と対比して、20%水準減少した⁽¹⁰⁾。

和議法は、2005年3月31日に統合倒産法が制定されることで廃止された。

統合倒産法においては、和議手続を廃止し、会社整理手続を改善して更生手続として、新たに設けられた。

4. 会社整理法

1) 1963年の会社整理法の制定

財政的困窮により破綻に直面したが、更生の見込みのある株式会社に関して、債権者・株主、その他の利害関係人の利害を調整し、その事業の整理再建を企図するため、1962年12月12日法律第1214号として、会社整理法が制定された。

これは、日本の会社更生法をモデルとしたものである。

会社整理法の主要内容は、次のとおりである。

①事業の継続に著しい支障を招来することなく弁済期にある債務を弁済することができないとき、株式会社は法院に対し整理開始の申請をすることができる。

(10) 歴史の中の司法府，司法発展財団（2009.12.），534頁。

②整理手続はその開始決定から効力が生じるようにし、整理手続開始の決定をしたときには法院は遅滞なく整理手続開始の登記を会社本店と支店所在地の登記所に嘱託するようにした。

③法院は、1人または数人の調査委員を選任し、期間を定め整理手続開始の適否およびそのほか整理手続開始に必要な事項に関して調査させることができる。

④管理人、関係人集会、整理手続開始後の手続、整理計画案に対する法院の認否決定、整理手続の廃止事由などに関して、規定を置いた。

⑤整理計画には、整理債権者、整理担保権者、または、株主の権利を変更する条項と共益債権の弁済に関する条項を定めるようにした。

2) 1980年までの経過

会社整理法の制定以降にも1960年代の会社整理事件は、全国的にみて数件に過ぎない程度、利用が微々たるものであった。

1970年代には会社整理事件が若干増加するかにみえたが、それさえも、1972年に企業保護を目的として、私債の支払いを一定期間凍結させた「経済成長および安定のための大統領緊急命令」（いわゆる8・3緊急措置）⁽¹¹⁾が発令されるや、これから数年間、会社整理事件はほとんどなかった。

その後、1970年代半ばに入り、会社整理手続の利用が再び増加し始めた。

このような増加の勢いにあわせて、会社整理手続が不実企業の逃避処の役割をしているとの批判が提起された⁽¹²⁾。

3) 1981年の会社整理法の改正

会社整理手続が企業主のための特惠であるという批判世論を反映して、1981年に会社整理法が改正された。

株式会社が財政的に破綻に直面したが、更生の見込みがあるとき、債権者、株主、その他の利害関係人の利害を整理することで、その事業の整理再建を企図することが会社整理法の目的であった。

しかし、更生の見込みがまったくないにもかかわらず、責任回避の手段としてまたは債務を免脱したり会社財産の逃避隠匿するための一時的な方便として

(11) 8・3緊急措置の内容は、すべての私債を申告させ、その償還を禁止し弁済期と利率を一括的に調整するものであった。

(12) 歴史の中の司法府、司法発展財団（2009.12.），529頁。

整理手続を悪用する弊害が指摘された。

このような弊害をなくし、より能率的で合理的な方向で整理手続を補完することで円滑に会社更生の目的を達することができるようにする趣旨で、1981年3月5日法律第3380号として、会社整理法が改正された。

改正法の主要内容は、次のとおりである。

①会社整理手続の開始要件を強化し、「債務の免脱を主たる目的としたとき」又は、「会社の破綻原因が理事又はこれに準ずるもの若しくは支配人の会社財産の逃避・隠匿または故意的な不実経営等の行為に起因するとき」には、会社整理手続開始申請を棄却するようにした（第38条）。また、会社整理手続終了後にも、会社破綻に重大な責任がある理事、代表理事または監査などに対する会社運営関与禁止規定の効率性を確保するために罰則規定を置く一方でそのほかの罰則規定のなかで罰金刑量を現実に見合うように調整した。

②会社整理手続を悪用する弊害をなくすため、整理手続開始申請後、その開始決定前の段階でも保全管理人を選任し、会社事業の経営と財産の管理および処分をできるようにした。

③整理手続開始申請にしたがって保全処分が為された後には任意に整理手続開始申請又は保全処分申請を取り下げられないようにした。

④会社整理事件の管轄を調整し、従来、地方法院本院および支院の単独判事の管轄としていたものを地方法院本院合議部の管轄と変更することで、より慎重に処理するように企図した。また、会社整理手続の開始申請前1年以内に、会社の本店または営業所が移転したときには、従前の法院管轄に専属するようにした。この規定は、会社整理手続開始決定を容易にしてくれる法院の裁判を受けるため整理手続申請前に本店または営業所をその管轄区域に移転する弊害を防止するための措置であった。

⑤会社整理法による公告の効力発生時期を新聞掲載日とすることで、官報掲載の手続が遅延する場合に発生する不便をなくすようにした。

4) 1990年代の経過

1983年から1990年まで会社整理事件は、年平均32.8件、受け付けられたが1980年代半ば以降、若干、減少する趨勢をみせた。

1990年代に入り、景気沈滞のため破綻に直面した企業が増え始めた。

会社整理制度が、不実企業主に特惠に近い利益を与えるという認識が広まり、会社整理申請事件が急増した。

(1) 1992年の会社整理事件処理要領例規制定

大法院は、1992年に全国の会社整理事件担当裁判長達を招集し、会議を開いた。

1990年以降の会社整理申請事件が8件以上である7箇所の地方法院が参席した会議結果に基づいて大法院例規として、「会社整理事件処理要領」を制定した⁽¹³⁾。

例規では、保全処分または会社整理手続開始決定をしたとき、当該会社が社会的価値を認められるほどの公益的な性格を有するのか、財政的困窮により破綻に直面しているのか、そして、更生の可能性があるのか否かを主要審査項目に定めた。

とりわけ、「資産200億ウォン、資本金20億ウォンに満たない会社」は、公益性が弱い会社の例として提示し、「5年間続けて赤字である会社、負債が資産の1.5倍以上の会社、負債が過去3年間年平均売上額の2倍以上である会社」を更生の見込みがあるとみることは難しい例として提示した。

しかし、整理会社の経営者が交替しないまま会社を更生させることは、結局、不実経営に責任のある企業主に恵沢を与えるという批判が提起された。

1995年11月頃ソウル中央地方法院で、会社整理手続が進行中であった会社が、再び、不渡りをだすやいなや法院の監督不足について叱咤する世論もあった⁽¹⁴⁾。

大法院は、1996年会社整理事件専担裁判長会議を、再度、開き、例規を改正した。

その主要内容は、従前の企業主の株式は無償で全部消却し、企業引受意思を表明した第三者に新株を発行して割り当てるというものであった。

これは、不実経営に対する責任を問い、第三者が整理会社を引き受けることを活性化するためのものであったが、その当時の日本の会社更生実務の影響を受けたものである。

(2) 1997年の経済危機

1990年代後半、韓国の経済は景気が沈滞されながら、資産として形成されていたバブルが崩壊しはじめた。

資産価値の下落により国内金融機関の貸出が不実化されたとともに、外国の金

(13) 歴史の中の司法府，司法発展財団（2009.12.），530頁。

(14) 歴史の中の司法府，司法発展財団（2009.12.），531頁。

融機関は短期資金を回収しはじめた。

資金が外国に流出するやいなや、為替が暴騰した。韓国政府は、為替を防衛しようと試みたが、ついには、対外取引に必要な外貨を確保することができないほど、急迫な状況に追い込まれてしまった。

韓国政府は、1997年11月21日に、国際通貨基金（IMF）に救済金融を申請した⁽¹⁵⁾。

そのような過程において、倒産事件の数が急増した。1996年には、52件であった会社整理事件が、1997年には132件、1998年には148件が受け付けられた。申請企業のなかには、大企業も相当数含まれていた。

5) 1998年の会社整理法の改正

1998年に国際通貨基金（IMF）は、韓国政府に対して、救済金融の条件として、倒産手続の専門化、透明化、迅速化する方向で倒産関連法を整備することを要求した⁽¹⁶⁾。

これによって、1998年2月に、「会社整理法」、「和議法」、「破産法」が改正され、1998年4月に大法院規則として、「会社整理等規則」が制定された。

1998年2月24日法律第5517号として改正された会社整理法の改正趣旨は、次のとおりである。「最近の経済状況が悪化するにともな倒産危機に面した企業が続出しているにもかかわらず、企業の再建を企図する会社整理制度が担当機関たる法院の整理負担加重と手続遅延などの事由によって機能を完全に発揮できず、企業の構造調整が円滑に行われず管理対象企業の更生率もきわめて低調であるという指摘が各界から提起されている。これに対し法院の専門性を補完する装置を設け、各種期限を規定して手続を短縮する一方で、投資環境を助成するため債権者の権限および役割を強化することで、企業の構造調整を促進し、企業更生率を高めようとする」。

主要改正内容は、次のとおりである。

①会社整理手続の開始を申請した会社を清算するときの価値が、会社を継続的に存続させるときの価値より大きい場合には、法院は、当該整理手続開始の申請を棄却するようにした（第38条第5号）。これは、経済性判断の原則を整理手続開始段階に導入したものである。

(15) 歴史の中の司法院, 司法発展財団 (2009. 12.), 532頁。

(16) 歴史の中の司法院, 司法発展財団 (2009. 12.), 534頁。

従前の会社整理法38条第5号は、「整理の見込みがないとき」を申請棄却事由と規定していたが、これを「会社を清算するときの価値が会社を継続的に存続させるときの価値より大きい場合」に代えたものである。

従前の規定である「整理の見込みがないとき」が抽象的で判断基準が明確でなく不実企業の退出を遅延させる副作用があるという批判に応じて、清算価値と存続価値という数値で表現される経済性判断を開始決定如何の基準と定めたものである。

これによって、法院の裁判実務と調査委員の業務が大きく変貌した。整理手続において、調査委員は、従来、公認会計士として選任されてきたが、会社の経済性判断が開始決定の最も重要な要件となったため、その調査委員の任務がきわめて重いものとなり、調査委員の経済性調査の適正性の如何が大きな争点として浮かび上がってきた⁽¹⁷⁾。

②会社整理手続の迅速な進行のため、法院は、保全処分の是非を申請日から14日以内に決定するようし、管理人は、整理債権などの申告期間満了後、原則的に、4月以内に整理計画案を作成・提出する一方、整理手続開始日から1年以内（不可避な事由があるときには、1年6月以内）に整理計画案が可決されなければ法院が職権で整理手続廃止の決定をするようにした（第39条第2項、第189条第4項、第5項、第207条第3項および第272条第1項第3号）。

③会社整理計画遂行の見込みがないことが明白な場合には、従来、法院の職権によってのみ整理手続廃止の決定をすることができたことを債権者の申請によっても廃止決定をすることができるようにした（第276条）。

④会社整理計画のより迅速な終結のため債務の最長猶予期間を20年から10年に短縮した（第213条）。

⑤管理委員会を設置した。すなわち、会社整理事件などの適正・迅速な処理のため、事件の多い法院に管理委員会を設置するようし、同委員会は法院に指揮を受け、管理人等の選任に対する意見の提示、管理人等の業務遂行に対する評価および整理計画案に対する審査などの業務を遂行するようにした（第93

(17) 歴史の中の司法府、司法発展財団（2009.12.）、534頁においては、「従前は、主に弁護士の中から調査委員を選任したが、会社の経済性判断のための調査が必要となったため、会計法人等を調査委員として選任するようになった」と記載しているが、これは、誤りである。

1998年2月の改正前においても、調査委員は公認会計士を選任する場合が大部分であったし、弁護士は保全管理人として選任されるに過ぎなかった。

条の2および第93条の3第1項)⁽¹⁸⁾。

⑥債権者協議会を構成するようにした。すなわち、債権者間の利害を調整し、法院に整理手続に関する債権者達の意見を提示する機能を遂行するため、会社の主要債権者達を構成員とする協議会を構成するようにし、法院・管理人等は同協議会に整理手続に関する主要資料を提供させるようにした(第173条の2乃至第173条の4)。

⑦債権者または株主が申請した会社整理事件の開始を円滑にするために、債権者または株主が会社整理手続の開始を申請した場合、法院は会社に対して経営および財産状態に関する資料の提出を命じることができるようにした(第30条第3項)。

⑧管理人が会社の理事・監査等の不法行為を発見したときには、不実経営責任を厳正に糾明するため、必ず法院に査定を申請するようにした(第53条の2第3項)。

⑨債権者間の衡平性を維持するために、債権者が整理手続開始の申請があることを知って、会社に対して債務を負担した場合には、原則として、相殺ができないようにした(第163条第2号)。

⑩整理計画案作成時の会社の負債総額が資産総額より大きい場合には、一定の比率で、資本減少をすることを定めるようにすることで、負債超過企業に対する第三者の引受が促進されるようにした。

他方、支配株主などに対する懲罰的性格の株式消却は、その株主が不実経営に対して、重大な責任がある場合のみに制限することで、不実経営に関係のない株主の株式消却に対する不安感を解消するようにした(第221条)。

⑪詐欺整理罪、収賄罪、贈賄罪、経営参与禁止違反罪、無許可行為などの罪、報告および検査拒絶の罪等の罰則規定の罰金法定刑を現実化した(第289

(18) ソウル中央地方法院は、1998年5月「会社整理等規則」にしたがい、全国銀行連合会、韓国公認会計士会、ソウル地方弁護士会、大韓商工会議所および韓国開発研究院(KDI)から推薦を受けた候補者から管理委員会を構成して、経営事項に関する許可業務を委任した。

これは、専門家の支援を得て、整理会社に対する管理監督に万全を期すためであった。

これによって、法院は、倒産手続の進行と各種決定業務に注力し倒産手続を迅速に進行できるようになった。

2001年には、仁川地方法院、水原地方法院、大邱地方法院にも管理委員会が設置された。

条、第290条、第291条第1項、第292条、第292条の2、第292条の3および第293条)。

6) 1999年の会社整理法の改正

1999年12月31日法律第6085号として会社整理法が改正された。

その改正趣旨は、「経済危機以降に急増した不実企業の更生および退出を迅速に決定し、会社整理制度を活用した企業構造調整を促進する一方で、債権者間の利害関係を公平に調整することで、会社整理手続の効率性および公正性を高めること」であった。

主要改正内容は、次のとおりである。

①整理手続の開始決定を申請後1ヶ月以内に行うよう法的期限を設定した(第45条の2)。

これは、整理手続開始申請後、通常5ヶ月以上所要される審理期間を短縮し、会社整理手続を迅速に進行するためのものである。

②整理担保権を減免する場合の整理担保権者の議決要件を従前の5分の4から4分の3に緩和した(第205条)。

少数整理担保権者の不当なホールドアウト(hold-out)によって、無理な整理計画が作成される事例を防止するためのものであった。

③手続遅延を目的とする抗告を制限した。手続遅延を目的として抗告を濫用する場合、法院が抗告人に対して、保証金の供託を命じるようにし、抗告が棄却され会社に対して破産宣告があったり、破産手続が進行するときには、保証として提供した金銭又は有価証券は、破産財団に属するようにした(第237条および第280条)。

④必要的破産制度を導入した。

会社整理手続の濫用を防ぎ、企業構造調整を迅速に推進するために更生可能性がないと認められ、整理手続廃止または整理計画不認可の決定が確定した会社に対しては、法院が必ず破産宣告をするようにした(第23条)。

整理手続廃止または整理計画不認可によって破産宣告された場合、債権申告など既に進行した手続には、破産手続においてもその効力を維持するようにした(第24条)⁽¹⁹⁾。

(19) 従前には、会社整理手続が失敗し、破産手続に移行する場合、最初から手続をまた始めなければならなかったが、債権申告など、既に進行した手続を利用することができるように改正したものである。

⑤否認権を強化した。

管理人が行行使する否認権の範囲を従前の支払停止または整理手続開始申請前30日以内の弁済行為から、60日以内の弁済行為に拡大した（第78条）。

管理人が否認権行使を怠った場合、債権者の申請によって法院が管理人に否認権行使を命ずることができるようにして、否認権行使を活性化した（第82条）。

⑥整理会社が経営専門家を顧問として選任できるよう根拠規定を設け、管理人が会社の経営および営業譲渡・合併等に関して、専門家の助力を得られるようにした（第186条）。

⑦整理計画において、商法上会社分割・分割合併制度を利用できるようにし、整理計画の議決に参加した株主および債権者に対しては、商法上の別途の保護規定の適用を受けないようにした（第225条の2乃至第225条の4および第258条の2）。

7) 2001年の会社整理法改正

2001年4月7日法律第6464号として、会社整理法が改正された。

改正理由は、「会社整理計画案の事前提出制度を導入することで、手続遅延による経済不安要因を除去し、ワークアウトに失敗した企業など不実企業の構造調整を促進するとともに、あわせて更生を企図すること」である。

主要改正内容は、次のとおりである。

①事前計画案提出制度を新設して、ワークアウトなどとして、事前に整理計画案に合意した場合には、会社整理手続を迅速化することができるようにした。すなわち、負債の2分の1以上に該当する債権を有する債権者は、会社整理開始申請と同時に整理計画案を提出することができるようにした（第190条の2第1項）。

第1回関係人集会以前までその事前計画案に同意する債権者の債権の総額が会社に対する負債の3分の2以上に達した場合、法院が命じる整理計画案の提出時限を2ヶ月に短縮できるようにした（第190条の2第4項）。

②特定の債権者間に優先弁済の合意があるときには、これを整理計画案に反映することができるようにした（第228条第3項）。

5. 個人債務者回生法

2003年に韓国政府は、統合倒産法案を国会に提出した。

しかし、統合倒産法案は、既存の倒産3法をすべて統合し、新たに個人回生手続と国際倒産手続を新設する内容であり、分量が膨大で内容が複雑であった。

その結果、国会の審議が遅延されていた。

これに対し、市民団体は、社会問題となっている信用不良者問題を解決するために、統合倒産法案中、個人債務者回生部分だけでも別途に立法することを主張した。

このような意見は、国会議員達の支持を得て、2003年11月5日に「個人債務者回生法案」が議員立法として発議された⁽²⁰⁾。

その結果、2004年3月22日法律第7198号として個人債務者回生法が制定された。

その制定理由は、「所得減少と雇用事情の悪化、家計負債の急増などによる個人信用不良者の量産は、各種犯罪の発生など社会不安の要因として作用しており、経済の成長潜在力を深刻に侵害しているところであり、財政的な困窮によって破綻に直面している個人債務者として、将来、継続的にまたは反復して収入を得る可能性がある者に対して、債権者等利害関係人の法律関係を調整することで、債務者の効率的回生と債権者の利益を図ること」であった。

個人債務者回生手続は、アメリカ連邦破産法第13章の手続を参考としたものであった。

債務者が破産宣告による不利益を被ることなしに、将来、一定の期間の収入で、債務の一部を弁済し、残りの債務は、免責決定を受けるという手続であった。

個人債務者回生法の主要内容は、次のとおりである。

①破産の原因である事実があるまたはそのような事実が生じるおそれがある個人債務者であって、将来、継続的にまたは反復して収入を得る可能性がある給与所得者または営業所得者のうち、担保債務の場合10億ウォン以下の者、無担保債務の場合5億ウォン以下の者は、法院に個人回生手続の開始を申請する

(20) 吳守根、倒産法改革1998～2007、ゾソル（2007）、142頁。

ことができる（第48条）。

②債務者は個人回生手続開始の申請日から14日以内に弁済計画案を提出するようにし、弁済計画にしたがった弁済期間は、弁済開始日から8年⁽²¹⁾を超過しないようにした（第70条および第71条）。

③法院は、債務者が弁済計画にしたがった弁済が完了したときには、免責決定をするようにし、免責を受けた債務者は個人回生債権者に対する債務に関してその責任が免除されるようにした（第83条および第84条）。

④法院は、必要がある場合、回生委員を選任し、債務者の財産および所得に対する調査、否認権行使命令の申請およびその手続参加、個人回生債権者集会の進行、その他の法令または法院が定める業務を遂行するようにした（第61条および第62条）。

⑤個人回生債権者目録に記載した債権者が異義期間内に個人回生債権調査確定裁判を申請しない場合、個人回生債権者目録の記載どおりに個人回生債権が確定され、異義がある場合には、個人回生債権調査確定裁判を申請するようにした（第63条および第64条）。

⑥個人回生手続開始の申請がある場合、法院が、必要があると認めるときには、開始決定時まで個人回生債権に基づいて、債務者の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の設定または担保権実行のための競売、個人回生債権の弁済を受けたり、弁済を要求する一切の行為等を禁止することができるとした（第53条）。

6. 債務者回生および破産に関する法律

1) 2005年債務者回生および破産に関する法律の制定

1998年の経済危機を克服する過程において、韓国政府は、世界銀行（World

(21) 元来、統合倒産法案においては、個人回生手続の弁済期間は最長5年であった。

しかし、個人債務者回生法の制定手続において財政経済部は最長8年とするように主張し、結局8年となった。

財政経済部は、当時、信用回復支援委員会を通じた個人ワークアウトにおいて8年を基準として債務を調整することを念頭に置いて、個人回生手続の弁済期間を同一にすることを主張した。吳守根、倒産法改革1998～2007、ゾル（2007）、142-143頁。

Bank)⁽²²⁾に対して、倒産手続の合理化・効率化のための法律改正を約束した。

その結果、1998年2月と1999年12月の二回にかけて、倒産法の改正が為された。

しかし、このような回生は臨時的措置に過ぎず、韓国政府は、ゆくゆくは、アメリカと同じように、倒産手続の各類型が有機的に統合した単一倒産法を制定すると約束したと知れ渡った⁽²³⁾。その過程において、会社整理法、和議法、破産法に分かれていた倒産3法を統合して大々的な改正をしなければならないという主張が支持を得て、倒産法統合論は、韓国において主流的な見解となった⁽²⁴⁾。

その結果、2005年3月31日法律第7428号として、「債務者回生および破産に関する法律」(略称「統合倒産法」)が制定された。

その制定理由は、「債務者の回生および破産に関する事項が、会社整理法、和議法および破産法に分散されていて、各法律毎に適用対象が異なるのみならず、とりわけ、回生手続の場合、会社整理手続と和議手続に二元化されていて、その効率性が劣るため、常時的な企業の回生・退出体系としては、不十分であるという指摘が為されてきたところ、会社整理、和議法および破産法を一つの法律として統合し、債務者の回生および破産に関する法律の体系を一元化する一方、既存の回生手続のうち和議手続を廃止することとあわせて、会社整理手続を改善・補完し、定期的に収入がある個人債務者に対しては、破産手続によらずに、債務を調整することができる個人回生制度を導入し、破産宣告による社会的・経済的不利益を被る事例を減じ、国際化時代に適応した国際倒産手続に関する規定を新設すること」であった。

その主要内容は、次のとおりである。

①従前、「会社整理法」、「和議法」、「破産法」、「個人債務者回生法」は、それぞれ、適用対象が異なり、回生手続も、会社整理手続と和議手続に二元化されているなど、衡平性と効率性の側面から、問題が多いという指摘が持続的に提起されてきた。

したがって、従前の会社整理法、和議法、破産法および個人債務者回生法を一個の法律として統合した。

(22) 正式名称は、国際復興開発銀行 (International Bank for Reconstruction and Development) であるが、通常、世界銀行 (World Bank) とも称する。

(23) 歴史の中の司法部、司法発展財団 (2009.12.), 539頁。

(24) 吳守根、倒産法改革 1998~2007, ツソル (2007), 55頁。

②従前の会社整理法は、株式会社のみを適用対象とした問題点がある反面、和議制度は、株式会社等の大企業が利用することが困難な問題点があった。

和議制度は、会社整理手続より簡易であり、費用が低廉で、債務者の立場からは法院の監督をより少し受け、債権者と自主的に手続を運用する長点があった。

しかし、この間の現実的な経験に照らしてみると、倒産状態を一時的に回避し、経営権を維持する目的で和議制度が悪用されてきた事例が少なからず存在した。大企業が会社整理ではない和議を申請することで、和議認可がなされなかったり、和議認可がなされても、回生に失敗し債権者の権利行使が留保され手続費用のみ増加するなどの副作用が発生した。

これを改善しようと和議手続を廃止し会社整理手続を改善する方向で回生手続を一元化した。

③個人・中小企業・株式会社等の大企業がすべて回生手続という一つの手続によって回生することができるようにすることで、再建手続を迅速化・合理化・効率化し、手続的効率性を高めようとした。

したがって、回生手続においては、個人・法人の区分なく、全ての債務者を対象とした。

④回生手続において、既存の経営者管理人制度を導入しアメリカ式の DIP 制度を導入した（第74条）。

従前の会社整理手続においては、既存の代表者を会社経営から排除したため、企業が経営権剥奪を憂慮し、会社整理手続を忌避する傾向が明らかで、企業の早期回生の躓きの石となっていた。統合倒産法は、これを改善しようとし、原則として、現在の法人代表者を管理人として選任し、例外として財産流用、隠匿または重大な責任のある不実経営によって財政的破綻に至った場合または債権者協議会の要請がある場合で、相当な理由があるときに第三者を管理人として任命するようにした。

既存経営者を管理人として任命する場合、回生手続を積極的に利用することができ、経営ノウハウを活用することも可能で、企業回生の効率性が大きく高まることと期待された。

⑤アメリカ式自動中止制度は採用せず、その代わりに、包括的禁止命令制度を新設した（第45条乃至第47条）。

従前には、法律行為別に個別的な中止命令だけが認められ、多数の財産がそれぞれ異なる法院の管轄区域に散在する場合などには、責任財産の保全が困難

であったが、これを改善する意図であった。

⑥統合倒産法の回生手続には、従前の会社整理手続とはことなり「会社を清算するときの価値が会社を継続して存続させるときの価値より大きい場合」を開始申請の棄却事由の中で削除した。その代わり、清算価値が継続的企業価値より明白に大きいと認められるときを、回生計画案提出命令前の廃止事由として規定した。

ただし、手続を廃止せず、清算を内容とする回生計画案の作成を許可することもできるようにした。

⑦統合倒産法においては、開始手続において、清算価値の保障に関する規定を新設した（第243条）。

従前の会社整理手続においては、回生計画が整理債権等の清算価値を保障しなければならないという規定は存在しなかった。

その結果、多数の債権者が清算価値を満たさない内容の回生計画に同意した場合、少額債権者が被害を受けるといった問題点があった。

統合倒産法においては、回生計画による弁済方法が債務者の事業を清算するときの各債権者に対して弁済することより不利にならないようにすべきであることを明示した。

ただし、同意した債権者の場合には例外とすることができるように規定した。

⑧回生手続においては、引受・合併（M&A）が活性化するようにした（第62条、第63条および第237条）。

倒産企業が回生することができるもっとも適切な方法は、引受・合併であるが、従前の会社整理法上の債権調査・確定手続と株式消却制度のみでは、引受・合併を活性化するには不十分であるという指摘が提起された。

統合倒産法においては、回生計画認可前であっても法院の許可を得て営業または事業を譲渡することができるようにした。

⑨債権者協議会の権限を強化した（第20条および第21条）。

従前には、破産手続において、債権者協議会に関する規定がなく、会社整理手続においても、債権者の利害を調整し、法院に意見を提示するに過ぎず、債権者の権利保護に脆弱であったという指摘がなされていた。

統合倒産法においては、原則として、中小企業と個人を除外して、債権者協議会の構成を義務化した。

債権者協議会が監査を推薦し、回生計画認可後、会社の経営状態に関する審

査を請求することができるようにした。

債権者協議会の活動に必要な費用を債務者に負担させることができるようにして、債権者協議会が回生手続などに積極的に関与することができるようにした。

⑩統合倒産法は、必要的破産制度の範囲を縮小した（第6条）。

従前には、会社整理計画が廃止されたり、不認可であった場合、法院が必ず破産宣告をする硬直的な制度であったため、回生手続申請を忌避する問題があった。

統合倒産法においては、回生計画認可後の回生手続廃止の場合のみを必要的破産宣告とし、残りの場合を任意的破産宣告と規定した。

⑪債務者に対する財産照会を強化した（第29条）。

従前には、財産照会に関連する規定がなく、債務者に対する財産資料の確保が困難で、債権回収が難しいという問題点があった。

統合倒産法においては、破産手続などを申請する債務者に対して、利害関係人の申請または職権で、財産照会をすることができるようにし、とりわけ、破産宣告または免責決定前に債務者に対する財産資料確保できるようにした。

⑫否認権の対象を拡大した（第101条）。

債務者が、系列会社又は親姻戚など特殊関係人と取引する場合には、偏法的な行為の可能性が高いにもかかわらず、従前には、特殊関係人との取引を第三者との取引と同一に取り扱い、実質的な衡平を阻害していたという指摘があった。

債務者と親族関係等、特殊関係人に担保を提供したり、債務消滅行為など債権者を害する行為をした場合には、従前には、支払停止があった後、60日以内に行った行為に対して、否認できるようにしていた。

しかし、統合倒産法では、その期間を1年に拡大した。

⑬統合倒産法においては、支払決済制度などに対する特則規定を新設した（第120条、第336条）。金融の自由化および国際化を企図するため、金融機関が倒産した場合には、特定の範囲において、決済の完結性を法的に保障する制度を設ける必要がある。

統合倒産法においては、支払決済制度および清算決済制度の完結性のため、韓国銀行総裁が、財政経済部長官と協議し、指定した支払決済制度および証券、派生金融取引などの清算決済制度の参加者に対し、回生手続開始決定・破産宣告がある場合には、回生手続・破産手続に関する一定の規定の適用を排除

するようにした。

また、オプション、スワップなど派生金融取引として、金融投資商品、通貨など大統領令が定める取引に対しては、当事者の一方に対して、回生手続開始決定、破産宣告がある場合にも、基本契約において当事者が定めたところにしたがい、効力が発生せしめ、解除、解止、取消しなどの対象とならないようにした。

⑭統合倒産法は、簡易破産手続によることができる財団債権額を2億ウォン未満から5億ウォン未満に上向調整し、その適用対象を大幅に拡大した(第549条)。

⑮統合倒産法は、破産と免責の同時申請を可能にするようにした(第556条)。

従前、破産法は、債務者が免責を受けようとする場合には、破産宣告後、別途に免責申請をしなければならず、時間・費用が消耗され、免責申請期間を徒過した場合、免責を受けることができなくなる危険負担があった。

統合倒産法は、個人である債務者が破産申請と同時に免責申請をすることができるようにした。そして、個人債務者が破産申請をした場合には、反対の意思表示がない限り破産申請と同時に免責申請をしたものとみなした。

⑯統合倒産法は、免責申請禁止期間を短縮した(第564条)。

従前、破産法は、債務者が免責申請前10年以内に免責を受けたことがあるときには、再度、免責申請をすることができないように規定していた。

しかし、上記10年の期間はあまりにも長期間であるため、苛酷であるという指摘があった。

統合倒産法は、免責決定を受けることができない免責申請禁止期間を短縮し、債務者が破産手続後、免責決定を受けた場合には、7年、個人回生手続によって免責決定を受けた場合には、5年と規定した。

⑰統合倒産法においては、個人債務者に対する免責決定があった後にも、悪意的に強制執行をする場合に対する処罰規定を新設した(第660条)。

従前には、個人債務者に対する免責決定が確定しているにもかかわらず、債権者が免責された事実を知りつつ、悪意的に、仮差押え、仮処分等の強制執行をする弊害があった。

統合倒産法は、これを改善し、債務者が免責を受けた事実を知りながら仮差押え、仮処分その他、強制執行を行った者に対して、過怠料を賦課する規定を新設した。

⑱統合照産法は、個人回生手続において、最長弁済期間を短縮した（第611条）。

従前、個人債務者回生法においては、弁済計画上の期間が最長8年と規定されていて、債務者に著しく苛酷であるという指摘があった。

統合照産法においては、最長弁済期間を合理的に短縮し、5年に規定した。

⑲統合照産法においては、個人回生手続において最低弁済額制度を新設した（第614条）。

個人回生手続を利用する債務者の場合、総債務中の一定の比率は必ず弁済するようにし、債務者のモラルハザードを防止しようという趣旨である。

統合照産法は、債権者または回生委員が異義を陳述する場合には、3千万ウォンを超過しない範囲内において、債権総金額の100分の3乃至100分の5に該当する金額⁽²⁵⁾以上を弁済する内容で弁済計画を作成するように規定した。

⑳国際倒産手続を新設した（第628条および第629条）。

統合照産法の制定以前の会社整理法と破産法では、「属地主義」を採用していた⁽²⁶⁾。

しかし、統合照産法は、属地主義から脱して、UNCITRAL国際倒産モデル法の趣旨を受け継ぎ、「第5編国際倒産」を新設した⁽²⁷⁾。

国際倒産手続の代表者は、外国倒産手続と関連して、韓国の法院の承認を申請することができる（第631条）。

外国倒産手続の承認があった場合、韓国の法院は、債務者の業務および財産または債権者の利益を保護するために、債務者の財産に対する訴訟または手続の中止、債務者の財産に対する強制執行または保全手続の中止、債務者の弁済

(25) 個人回生債権の総金額が5千万ウォン未満である場合には、上記総金額に、100分の5を乗じた金額、個人回生債権の総金額が5千万ウォンである場合は、上記総金額に100分の3を乗じた金額に100万ウォンを加算した金額を弁済しなければならない。

(26) 会社整理法第4条（属地主義）

①大韓国内において開始した整理手続は、大韓国内にある会社の財産に対してのみその効力を有する。

②外国において開始された整理手続は、大韓国内にある財産に対してはその効力を有さない。

(27) 吳守根、韓敏、金性龍、丁瑩鎮 共著、倒産法、韓国司法行政学会（2012）、397頁。

禁止または債務者財産の処分禁止のような支援決定をすることができる（第636条）。

韓国の法院は、債務者を共通にする数個の外国倒産手続の承認申請があるときには、これを併合審理するようにした。

数個の外国倒産手続が承認された場合には、法院は債務者の主たる営業所所在地または債権者保護措置の程度などを考慮し、主たる外国倒産手続を決定することができる。

統合倒産法は、韓国の法院において、外国倒産事件を処理する手続（いわゆる in-bound case）のみならず、国内倒産手続の管理人または破産管財人が、外国法が許容するところにしたがい、国内倒産手続のため外国で活動すること（いわゆる out-bound case）も規定した。

加えて、同一の債務者に対する国内倒産手続と外国倒産手続が同時に進行する場合には法院間の共助活動も規定している⁽²⁸⁾。

2) 2006年統合倒産法改正

統合倒産法は、2006年4月1日から施行される予定であったが、施行される直前の2006年3月24日に一部改正された。

改正された部分は、差別的取扱いの禁止に関するものである。

統合倒産法第32条の2は、「何人もこの法律によって回生手続、破産手続または個人回生手続中にあるという理由により正当な事由なく就業の制限または解雇等不利益な処遇を受けてはならない」という内容で新設された。

当時、韓国では、150余の法律において破産宣告を受けた者に対する不利益な規定を置いていたし、社会的にも、破産宣告を不誠実の徴憑または社会的信頼の喪失と理解して、就業規則などにおいて、破産宣告を当然退職事由として定めていた⁽²⁹⁾。

上記改正規定は、このような現実下において債務者の経済的再起を助けるために新設されたものである。

(28) 吳守根, 韓敏, 金性龍, 丁瑩鎮 共著, 倒産法, 韓国司法行政学会 (2012), 397頁。

(29) ソウル中央地方法院 破産部 実務研究会, 個人破産・回生実務 (第4版), 博英社 (2014), 112頁。

3) 2009年統合倒産法の改正

2009年10月21日に統合倒産法が改正され、回生手続中に提供された新規資金に対して、他の共益債権に優先する規定が新設された。

従前には、回生手続中であった企業の新規資金を共益債権として取り扱うようにしたが、共益債権間には優先順位が認めておらず企業の回生に必要な運営資金の円滑な調達には限界があった。改正法においては、企業回生に必要な運営資金を円滑に調達できるように回生手続中である企業に必須的な新規資金を支援する場合には共益債権の中でも優先的に回収できる地位を付与するようにした。

回生手続開始後の資金の借入や回生手続開始申請後開始前の資金の借入を許可するにあたり法院は利害関係人の意見を聴くようにし（第179条第2項）、債務者の事業を継続するために法院の許可を得て借入をした資金に関する共益債権は他の共益債権より優先的に弁済を受けられるように規定した（第180条第7項）。

4) 2013年の統合倒産法の改正

信託法が、2011年7月25日に改正され、有限責任信託制度が新設された。

これによって、2013年5月28日に統合倒産法が改正され、有限責任信託に属する財産が破産する場合、その破産事件の裁判管轄、信託行為の否認、取戻権等に関する規定を新設した。

5) 2014年5月統合倒産法改正

2014年5月20日に法律第12595号として、統合倒産法が改正された。

主要改正内容は、次のとおりである。

①職業人、自営業者の便宜のため、債務者の勤務地または事務所などを管轄する地方法院本院にも個人回生手続の裁判管轄を認めた（第3条および第4条）。

②株式会社が債務超過である場合、義務的株式消却制を廃止し、回生手続において法院が具体的な事情を総合的に審査して、株式消却の是非を決定するようにした（第205条）。

③債務者およびその扶養を受ける者の扶養料を共益債権となる請求権として認めた（第179条および第473条）。

④記載誤謬に責任のない債務者が、法院の許可を得て、個人回生債権者目録

を修正することができるようにした（第589条および第589条の2）。

⑤個人再生債権者目録に記載された債権を取得した者が、債権者名義変更を申請することができるようにした（第609条の2）。

6）2014年10月の統合倒産法の改正

2014年10月15日法律第12783条として、統合倒産法が改正された。

これは、セウォル号事件が契機となり、再生手続開始原因に重大な責任がある会社の経営者が再生手続を濫用し、正当な債権者等の犠牲の下、債務の減免を受けた後、再び正常化された企業を引き受けし経営権を回復することを防止するために、統合倒産法を改正したものである。

主要内容は、次のとおりである。

①債務者の理事等の重大な責任のある行為によって再生手続開始の原因が発生し、債務者の営業など引受しようとする者が、重大な責任がある理事等を通じて引受などに必要な資金を作ったり、重大な責任のある理事等と事業運営に関して経済的な利害関係を同じくする場合および配偶者・直系血族等、大統領令で定める特殊関係にある場合、法院が再生計画案を関係人集会の審理または決議に付さないようにした（第231条の2第1項）。

②債務者の理事等に重大な責任のある行為によって再生手続開始の原因が発生し、債務者の営業などを引受しようとする者が重大な責任のある理事等を通じて、引受などに必要な資金を作ったり、重大な責任のある理事等と事業運営に関して経済的利害関係を同じくする場合および配偶者・直系血族等、大統領令で定める特殊関係にある場合、法院が再生計画不認可決定をすることができるようにした（第243条の2の第1項）。

③債務者の営業などの引受をしようとする者またはその者と大統領令で定める特殊関係にある者が、債務者に対して、詐欺・横領・背任などの罪を犯し、禁錮以上の実刑の宣告を受けた後、その執行が終了した日から10年が経過していない場合等には、法院が再生計画案を関係人集会の審理または決議に付さないようにした（第231条の2第2項）。

④債務者の営業などを引き受けようとする者またはその者と大統領令で定める特殊関係にある者が債務者に対して、詐欺・横領・背任などの罪を犯し、禁錮以上の実刑を宣告された後、その執行が終了して10年が経過しない場合などに、法院が再生計画不認可決定をするようにした（第243条の2第2項）。

7) 2014年12月の統合倒産法の改正

2014年12月30日法律第12892号として、統合倒産法が改正された。

主要改正内容は次のとおりである。

①総額50億ウォン以下の範囲において、大統領令で定める金額⁽³⁰⁾以下の債務を負担する少額営業所得者に対して適用される簡易回生手続を新設した（第293条の2乃至第293条の8）。

簡易回生手続においては、管理人を選任しないことができ、回生委員の資格を有する者を簡易調査委員として選任することができるようにした。

回生債権者議決権総額の3分の2以上の議決権の同意がある場合のほか議決権総額の2分1を超過する議決権の同意と議決権者過半数の同意がある場合には、回生計画案に関して、回生債権者の組において可決が為されたものと看做す規定を新設した。

簡易回生手続は、統合倒産法制定当時、和議手続を廃止したことに対する反省的な考慮から新設されたものである。

統合倒産法以前には、大規模株式会社は会社整理手続を利用し、中小企業は和議手続を利用する傾向があった。

統合倒産法によって再建手続が回生手続に一元化されたため、大企業だけでなく、中小企業も回生手続を利用する方法しかなかった。

しかしながら、回生手続は、大企業に適合した会社整理手続をモデルとしたもので手続が複雑で過大な費用が所要される側面があった。

そこで、統合倒産法施行後、中小企業、とりわけ、小企業のための別途の再建手続が必要であるという主張が持続的に提起され、ついに、簡易回生手続が導入されたものである⁽³¹⁾。

②回生手続において、第1回関係人集会の開催如何を任意化し、第1回関係人集会を開催しない場合には、管理人が関係人説明会を開催するようにするなど、必要な措置を講じるようにした（第50条、第99条および第98条の2）。

実務上、大部分の事件において、第1回関係人集会には回生債権者等が出席しなかったり、出席しても自己の債権の認否内訳、弁済予想金額に関する質問をするのみで、債務者の財産現況や手続などに関する意見陳述は低調であり、

(30) 債務者回生および破産に関する法律施行令第15条の3は、これを30億ウォンと規定した。

(31) 李秀烈，“改正債務者回生法研究”，倒産法研究 第6巻第1号（2015. 6.），社団法人倒産法研究会，132頁。

実際には、回生計画案提出命令のための期日程度の意味のみを有するに過ぎないのが実情であったためである⁽³²⁾。

③回生債権者の議決権総額の3分の1以上の同意または回生担保権者の議決権総額の2分の1以上の同意がある場合、法院が続行期日を定められるように要件を緩和した（第238条）。

8）2016年の統合倒産法の改正

2016年5月29日法律第14177号として、統合倒産法が改正された。

主要改正内容は次のとおりである。

①一定規模以上の法人債務者の回生・破産事件に対するソウル中央地方法院への管轄集中を許容した。

債権者の数が、300人以上であり500億ウォン以上の債務を負担する法人に対する回生事件および破産事件は、ソウル中央地方法院にも申請することができるようにした（第3条および大統領令第1条の2）。

②回生手続において、新規資金を円滑に確保できるような方案を設けた。

新規資金貸与債権者に対して、回生手続の主要事項に対する意見提示権限を明示的に付与し、新規資金貸与債権者が管理人に資料を要請することができる権限を付与した（第22条の2）。

新規資金に使用目的が定められた場合、債務者、管理人、保全管理人の法院に対する報告事項に、新規資金の執行事項を追加するようにした（第39条の2第2項第3号㉔目）。

回生手続において、調査委員の選任の際に意見照会をしなければならない対象に債権者協議会を追加した。

回生手続開始後、債務者に新規資金を貸与しようとする者の要請がある場合には、調査委員の調査を経て資金借入に必要な範囲内において債務者に対する情報を提供できるようにした（第87条第1項、第6項）。

回生手続開始申請後、債務者の新規資金借入許可の際に、法院が意見を聴かなければならない対象を債権者協議会に変更し、法院が新規資金借入許可をするにあたり、債務者と債権者の取引状況、利害関係人の利害等、すべての事情を斟酌するようにした（第179条第2項）。

(32) 李秀烈，“改正債務者回生法研究”，倒産法研究 第6巻第1号（2015. 6.），社団法人倒産法研究会，118頁。

③回生手続において、商取引債権者に対する保護を強化することで、回生手続を利用する債務者が継続的な商取引を通じて、資金の確保および営業の継続性を確保できるようにした。

回生手続開始申請前20日以内に、債務者が継続的かつ正常的な営業活動として供給を受けた物に対する代金請求権を共益債権とした（第179条第1項第8の2号）。

回生計画認可要件である平等の原則遵守と関連し、平等の原則に反しない事由に「債務者の取引相手方である中小企業者の回生債権に対して、その事業の継続に著しい支障を招来するおそれがあり他の回生債権より優待して弁済するとき」を追加した（第218条第1項第3号）。

法院が回生計画認可決定前に回生債権の弁済許可をすることができる事由のうち、債務者の取引相手方である中小企業者が、その者が有する少額債権の弁済を受けなければ、「事業の継続に著しい支障を招来するおそれがあるとき」を「事業の継続に支障を招来するおそれがあるとき」に変更し、要件を緩和した（第132条第1項）。

法院が回生計画の認可決定前に回生債権弁済許可をすることができる事由のうち、「回生債権を弁済しなければ債務者の回生に著しい支障を招来するおそれがあるとき」を、「回生債権の弁済が債務者の回生のため必要であると認めるとき」へと変更した（第132条第2項）。

④韓国型事前計画案提出制度を導入した（第223条）。

事前計画案提出による回生手続の活用度を高めるために、債務者にも提出権を認め、書面決議における同意看做し等の特則を設けた。

⑤債権者の権限を強化した。債務者の主要債権者に債権者協議会の構成に関する意見の提示権限を付与した（第20条第4項）。

第三者管理人選任の際に、債権者協議会に管理人候補者推薦権を付与した（第74条第7項）。

7. 回生法院の創設

1999年以前には、民事申請事件を担当する裁判部において、倒産事件まで担当していた。

しかし、1998年の経済危機によって、倒産事件が爆発的に増加するやいなや、倒産事件を迅速且つ効率的に処理し、国家の経済体質改善と事業再編の活

性化のため倒産専門法院である破産法院を設置しなければならないとする主張が台頭してきた⁽³³⁾。

倒産処理の専門性を高めるためには倒産専門法院の設置が必要であるということは、国際機構の継続的な勧告であったし、国内においても、一部支持を受けた⁽³⁴⁾。

しかし、当時には、未だ、倒産事件の数が不足しているなどの反論がなされ、独立した倒産専門法院を設立する代わりに、1999年2月にソウル中央地方法院に破産専担裁判部を設置する水準にとどまることとなった。

破産専担裁判部設置以降、会社整理事件の処理期間が、相当、短縮された。

ソウル中央地方法院破産裁判部は、倒産事件の増加に応じて増設され、2001年12月破産首席部長判事1名を含めた6名から、2016年4月破産首席部長判事1名を含めた31名へと大きく増員された。

大法院は、以降にも、倒産専門法院制度に関して、持続的に研究を進め⁽³⁵⁾、2016年12月27日に法院組織法および統合倒産法が改正され、倒産専門法院である回生法院が設置されること決まった。

その結果、2017年3月1日より、ソウル回生法院が開院することとなった。

韓国においては、既存の行政法院、家庭法院、特許法院が専門法院として存在したが、そこに回生法院が追加されることになった。

今回、設置されるソウル回生法院は、既存のソウル中央地方法院の破産部が独立して法院となる形態で構成され、建物も従前の建物をそのまま使用することになる。

まずは、ソウルにのみ設置されるが、今後、さらに拡大され、他の地方都市においても、回生法院が追加として設置されるものと予想される。

8. 回生・破産委員会の監督

大法院は、2013年10月11日「回生・破産委員会設置および運営に関する規則」を制定し、法院行政處に法院外部委員が参与する「回生・破産委員会」を設置した。

(33) 歴史の中の司法部，司法發展財団（2009.12.），535頁。

(34) 吳守根，倒産法改革 1998～2007，ヅソル（2007），298頁。

(35) 姜旻鎬，破産法院の設置における回生・破産手続関与者の適正な管理監督方案に関する研究，大法院司法政策研究院（2014）。

回生・破産委員会は、倒産手続に関する政策の樹立、制度改善と手続関係人に対する体系的かつ統一的な監督業務を行ってきた。

2017年1月1日からは、個別的事件の回生手続において、管理人、保全管理人、監査の選任に対して、関与を始めた。

管理人等の選任権限は、個別裁判部の権限に委ねるものの、裁判部が選任過程において参考とした資料を、回生・破産委員会に提供し、回生・破産委員会において、適格・不適格などの意見を提示することができるようにした。

これは、法院内部に破産裁判部以外の第三の機関を置き、管理人選任手続を監督しようとすることで、破産裁判部が管理人選任監督業務と裁判業務を全て担当することは裁判の公正性を阻害するという批判的意見を解消するためのものである。

これは、アメリカの一部の州で行われている Bankruptcy Administrator 制度をモデルとしたものである。

9. 企業構造調整促進法

1) 不渡り猶予協約

1997年の経済危機によって、多くの企業において不渡りが出始めた。

韓国政府と金融圏は、これに対する対策を講じ始めた。

1997年4月に、35行の銀行長が集い「不実兆候企業の正常化促進と不実債権の効率的整理のための金融機関協約」（以下、「不渡り猶予協約」とする）を締結し、債権金融機関協議会を構成した。

企業に不実兆候があったとしても、回生可能性があれば、債権団において、債権行使を保留して、緊急資金を支援し、不渡りを猶予する内容であった。

不渡り猶予協約は、大企業を含め、全部で、25個の企業に適用されたが、そのうち、1企業のみが自力更生に成功し、残り24の企業の内、8会社は、会社整理手続を申請し、16会社は和議手続を申請した⁽³⁶⁾。

しかし、国際通貨基金（IMF）において、協約の廃止を要求し、1997年12月以降には、それ以上協約が適用されなかった。

企業に追加資金を支援した後、企業が不渡りを出した場合には、金融機関の不実化のみがより深化されてしまうためであった⁽³⁷⁾。

(36) 吳守根, 倒産法の理解, 梨花女子大校出版部 (2008), 119頁。

2) ワークアウト

政府は、1998年6月から、金融機関間の私的合意を土台として、企業改善作業（workout）を推進してきた。

財閥企業を含めた中堅大企業を対象としたワークアウトは、事実上、政府が背景に存在する金融監督院が主導していたし、金融機関の意思決定と意見調整に対し金融監督院は相当な影響力を行使した⁽³⁸⁾。

1998年6月25日に締結された企業構造調整促進のための金融機関協約（いわゆる「企業構造調整協約」）は、元来、1999年12月31日までを期限としていた。

その後、2000年12月31日までに期限を延長し、2000年12月1日全文改正を通じて、期限がなくなった。

3) 企業構造調整促進法

政府は、金融機関間の私的合意である企業構造調整協約を法律の形態として、立法しようとした。

これが、企業構造調整促進法（以下、「企促法」とする）である。

企促法は、統合倒産法の特別法として、「管理手続」という新たな倒産手続を創設して規定している。

管理手続はすべての債務者に適用されるものではなく、金融機関から信用供与を受けた総額が500億ウォン以上の債務者に対してのみ適用され、その適用如何については、債権金融機関が合意して決定する⁽³⁹⁾。

企促法の主な内容は、金融機関の営業上の意思決定に国家が関与することである。

債権者である金融機関が自ら判断する能力がないものと考え、国家が一定の意思決定を強制するものである⁽⁴⁰⁾。

法院、大韓弁護士協会等は、企促法が私的自治の原則に違背し、財産権を侵害するという違憲性を主張して制定に反対した。

①しかし、2001年8月14日法律第6504号として、企促法が制定された。

その制定理由は、「企業の会計透明性を高め、金融機関が信用危険を効率的に管理することができる体制を設ける一方で、企業構造調整を迅速且つ円滑に

(37) 歴史の中の司法部，司法発展財団（2009.12.），532頁。

(38) 吳守根，倒産法改革 1998～2007，ヅソル（2007），96頁。

(39) 吳守根，倒産法の理解，梨花女子大 出版部（2008），91頁。

(40) 吳守根，倒産法の理解，梨花女子大 出版部（2008），351頁。

推進するため、必要な事項を規定すること」であった。

企促法は、法院ではない政府が主導する新たな形態の倒産制度を創設したものとみることができる⁽⁴¹⁾。

当時の企促法は、2005年12月31日まで効力を有する時限立法であった。

しかし、政府は、その後も、時限立法の形態で企促法の制定を反復している。

②2007年8月3日法律第8572号として、企促法が時限立法として、再度、制定された。

その制定理由は、「2005年12月31日まで時限立法として『企業構造調整促進法』を適用し、債権金融機関主導の企業構造調整を推進してきたが、依然として、債権金融機関の自律的な合意を通じた企業構造調整の慣行が市場に定着していないため、企業構造調整が迅速且つ円滑に推進されるようにするために、2010年12月31日まで時限立法として適用される『企業構造調整促進法』を、再度制定すること」であった。

③企促法は、2011年5月19日に、法律第10684号として、時限立法で再度制定された。

その制定理由は、「最近、建設業の回復遅延とヨーロッパの財政危機など、対内外的に経済の不安要因が残っている状況であり、今後の景気の鈍化憂慮に備え、韓国の経済体質を強化していくためには、企業構造調整制度を着実に推進する必要がある。

これに応じて、2010年12月31日に有効期間の経過によって効力が喪失された『企業構造調整促進法』を、ワークアウトの推進過程において企業の自律性を強化し、債権金融機関協議会の議決に反対した債権金融機関および少額債権金融機関の権利保護を強化する、内容に補完し、2013年12月31日まで時限的に適用される『企業構造調整促進法』を再度、制定することで、今後の経済の潜在的な不安要因に備え、市場の自律による企業構造調整の慣行を速やかに定着させていくこと」であった。

④企促法は、2014年1月1日に時限立法の形態で再度制定された。

その制定理由は、「企促法によって行われるワークアウトは、市場の衝撃を最小化しつつ、効率的に企業構造調整を推進することができる制度であり、2001年制定後債権金融会社の債権のみを対象とし、迅速な構造調整を可能に

(41) 吳守根, 倒産法改革 1998~2007, ツソル (2007), 111頁。

し、早期に不実企業を正常化し、協力業体および一般商取引投資者など、社会的弱者の被害を減少させるなど、不実企業の構造調整による否定的波及効果を最小化し、国民経済および金融市場の安全性維持に大きく寄与した。

ところが、企促法の有効期間が2013年12月31日で満了する予定であるが、企促法の有効期間を2015年12月31日まで2年延長し、企業構造調整の需要発生時に、迅速且つ効率的な企業構造調整を可能にし、国民経済および金融安定に寄与すること」であった。

⑤企促法は、2016年3月18日法律第14075号で時限立法として、再度制定された。

その制定理由は、「企業構造調整を効率的に推進するために制定された企促法の有効期間が2015年12月31日に満了し、同法律の効力は喪失されたが、脆弱業種を中心としてワークアウトの構造調整に対する需要は、持続的に発生している状況である。

しかし、企促法の効力が喪失された反面、これらの需要を満たすことができる代案は存在しないため、ワークアウトを通じた迅速な構造調整が難しくなっており、結局、国民経済に大きな負担として作用する憂慮がある。

ここに構造調整促進の適用対象を全ての企業とし、企促法によるワークアウト参加債権者の範囲も債権金融機関からすべての金融債権者へと拡大するなど、企業構造調整制度の全般的な改善を通じて、金融市場の安定と国民経済の発展に寄与できるようにし、企促法の有効期間を2018年6月30日までにして、時限法として施行すること」である。

多くの反対にもかかわらず、企促法が、時限が経過した後に、再度制定されてきたことは、根本的に、債権金融機関および監督機関である金融委員会と政府が主導権を握り、構造調整を推進することができるという点に理由があると思われる⁽⁴²⁾。

10. 韓国倒産法の今後の課題

1) 回生法院の主導的役割

2017年3月1日に開院するソウル回生法院は、韓国の倒産実務の水準を数段階アップグレードさせる良い機会となると予想されている。

ソウル回生法院は、債権者の数が300名以上で500億ウォン以上の債務を負担する法人に対する回生事件および破産事件に関して、全国的な重複管轄を有し

ている。

ソウル回生法院に勤務する判事および職員達が専門化され、事件を迅速且つ効率的に処理することが予想される。

外国法院との共助も現在より円滑に遂行されるであろう。

過去に設立された特許法院、家庭法院、行政法院が、専門法院としての期待に応えたように、回生法院も倒産実務の発展に主導的な役割を果たすものと期待されている。

2) 回生手続および破産手続に共通する規定の統合

統合倒産法は、従前の会社整理手続を改善し、回生手続を設け、これとは別に、従前の破産手続を改善し、破産手続を規定している。

その結果、統合倒産法の回生手続と破産手続には、類似した内容の規定を複数箇条有している。そのため、法律は統合されたが、内容は化学的には統合されていないとの批判も提起されている⁽⁴³⁾。

したがって、回生手続と破産手続に共通して適用される内容は、総則規定として設けて重複した規定を減らす必要がある。

アメリカの連邦破産法のように、総則規定を抽出し、法律の前の部分に規定し、回生手続と破産手続は、それぞれ、特有な規定のみを置くことが望ましいと考えられる。

3) 個人回生手続と個人破産手続の均衡

韓国は、2013年から、毎年、受け付けられる個人破産事件の数が、個人回生事件数の50%程度に過ぎない。

これは、法院が個人破産事件に対して、少しずつ、より厳格な基準を適用しながら、個人回生手続の利用を勧誘してきたために発生した奇形な現象である。

(42) 林長浩，“債権者の回生手続への参加の確保方案—企業構造調整促進法の再制定に関連して—”，倒産法研究 第6巻第3号（2016.10.），社団法人倒産法研究会，96頁。

(43) 田柄西，倒産法（第3版），文友社（2016），17頁においては、「統合倒産法は、会社整理法，和議法，破産法を統合しなければならないという大義名分に圧され，既存の三つの法律を物理的に統合した水準に過ぎないと評価でき，倒産法の化学的統合は今後に引き延ばされた」と指摘する。

アメリカや日本に於いては、個人破産事件の数が圧倒的に多い。韓国の個人回生手続は、弁済期間中、最低生計費を除外した全ての利用可能な所得を弁済に用いなければならない、債務者に苛酷な側面がある。

個人破産および免責の要件に符合する債務者には、より積極的に、破産および免責決定をしてあげることで、債務者が、もっと早い時期に経済的な再出発ができるように配慮する必要がある。このことが、韓国社会の経済発展にも、役に立つ方向であると考ええる。

【主要参考文献一覧】

(和訳版)

- ①姜旻鎬, 破産法院の設置における回生・破産手続関与者の適正な管理監督方案に関する研究, 大法院司法政策研究院(2014)。
- ②吳守根, 韓敏, 金性龍, 丁瑩鎮 共著, 倒産法, 韓国司法行政学会(2012)
- ③吳守根, 倒産法の理解, 梨花女子大學校出版部(2008)
- ④吳守根, 倒産法改革 1998~2007, ヅソル(2007)
- ⑤李秀烈, “改正債務者回生法研究”, 倒産法研究 第6巻第1号(2015.6.), 社団法人倒産法研究会
- ⑥林長浩, “債権者の回生手続への参加の確保方案—企業構造調整促進法の再制定に関連して—”, 倒産法研究 第6巻第3号(2016.10.), 社団法人倒産法研究会,
- ⑦田炳西, 倒産法(第3版), 文友社(2016)
- ⑧ソウル中央地方法院破産部実務研究会, 個人破産・回生実務(第4版), 博英社(2014)
- ⑨歴史の中の司法部, 司法発展財団(2009.12.)
- ⑩2016全国回生・破産法官フォーラム結果報告書, 仁川地方法院(2016)

(和訳版対応原文参考文献)

- ①姜旻鎬, 破産법원 설치에 따른 회생·파산절차 관여자에 대한 적절한 관리·감독방안에 관한 연구, 대법원 사법정책연구원(2014)
- ②吳守根, 韓敏, 金性龍, 丁瑩鎮 共著, 倒産法, 韓國司法行政學會(2012)
- ③吳守根, 倒産법의 이해, 梨花女子大學校 출판부(2008)
- ④吳守根, 倒産법 개혁 1998-2007, 두솔(2007)
- ⑤李秀烈, “개정 채무자회생법 연구”, 倒産법연구 제6권 제1호(2015.6.), 사단법인 倒産법연구회
- ⑥林長浩, “채권자의 회생절차 참여 확보 방안 — 기업구조조정촉진법의 再制定과 관련하여—”, 倒産법연구 제6권 제3호(2016.10.), 사단법인 倒産법연구회
- ⑦田炳西, 倒産법(제3판), 문우사(2016)
- ⑧서울중앙지방법원 파산부 실무연구회, 개인파산·회생실무(제4판), 博英社(2014)

⑨역사속의 사법부, 사법발전재단 (2009. 12.)

⑩2016 전국 회생·파산법관 포럼 결과보고서, 인천지방법원 (2016)